

## 令和5年度青森県保育教諭確保推進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図るため、県内の認定こども園（認定こども園への移行を予定している施設を含む。以下「認定こども園等」という。）において行われる保育教諭確保推進事業（別表に定める幼稚園教諭免許状取得支援事業及び代替幼稚園教諭雇上事業をいう。以下同じ。）に要する経費並びに青森市及び八戸市（以下「中核市」という。）が認定こども園等において行われる保育教諭確保推進事業を補助するのに要する経費について、令和5年度予算の範囲内において、当該認定こども園等（中核市に所在するものを除く。）の設置者及び当該中核市に対し、青森県保育教諭確保推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）実施要領（平成27年5月21日文科科学省初等中等教育局長裁定）別紙3の5及び保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援の円滑な運営について（令和5年8月8日付け文科科学省初等中等教育局幼児教育課振興係事務連絡別添2。以下「事務連絡」という。）並びに青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助事業等)

第2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

### (補助金の交付の申請)

第3 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 所要額内訳表（第2号様式）
- (2) 収支決算（見込）書（第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 認定こども園等の設置者が規則第3条第1項の規定による補助金の交付の申請をするときは、併せて、事務連絡に基づき、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 事務連絡に定める受講料等補助事業の対象であることの通知を受けた場合にあつては、事務連絡に定める完了報告書（受講料補助）及びこれとともに提出すべき書類
- (2) 事務連絡に定める代替幼稚園教諭雇上費補助事業の対象であることの通知を受けた場合にあつては、完了報告書（雇上費補助）及びこれとともに提出すべき書類

4 中核市による規則第3条第1項の規定による補助金の交付の申請は、事務連絡に定める完了報告書（受講料補助）及び完了報告書（雇上費補助）並びにこれらとともに提出すべき書類の内容を確認した後にすることができるものとする。

(補助金の交付の条件)

第4 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和6年4月1日から起算して5年間保管しておくこと。
- (2) 補助事業に係る帳簿、証拠書類等を検査する場合又は補助事業の状況について報告を求めた場合において、これに応じること。
- (3) 事務連絡に定める受講料等補助事業の対象であることの通知に係る認定こども園等に勤務する保育士資格を有する者が幼稚園教諭免許状を取得した日から起算して1年を経過する日まで継続して同一の認定こども園等に勤務すること。
- (4) 補助金の交付の決定に係る保育教諭確保推進事業（以下「間接補助事業」という。）を行う認定こども園等の設置者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、間接補助事業の状況、間接補助事業の経費の収支その他間接補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付けさせ、これらを令和6年4月1日から5年間保管させること。
- (5) 間接補助事業者に対し、中核市が間接補助業に係る帳簿、証拠書類等を検査する場合又は間接補助事業の状況について報告を求めた場合において、これに応じさせること。
- (6) 間接補助事業者に対し、法令、教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）実施要領及び事務連絡、規則及びこの要綱の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく知事の命令を遵守させるために必要な条件を付すること。

(申請の取下げの期日)

第5 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第6 補助金の支払は、補助金請求書（第4号様式）の知事への提出により行うものとする。ただし、中核市にあっては、その提出を要しないものとする。

(実績報告)

第7 規則第12条の規定による報告は、第3に定める書類をもってこれに代えるものとする。

(委任)

第8 この要綱に定めるもののほか、補助事業その他補助金の取扱いに関して必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和6年2月20日から施行し、令和5年度に完了する保育教諭確保推進事業に係る補助金について適用する。

別表（第1、第2関係）

補助事業	補助対象経費	補助金の額
幼稚園教諭免許状取得支援事業（認定こども園等に勤務する保育士資格を有する者による幼稚園免許状の取得のための経費負担であって、事務連絡に定める受講料等補助事業の対象であることの通知があったものをいう。以下同じ。）	認定こども園等（中核市に所在するものを除く。）の設置者が負担する事務連絡に定める対象経費	事務連絡に定める受講料等補助事業の対象であることの通知に係る認定こども園等に勤務する保育士資格を有する者ごとに、補助対象経費の実支出額から幼稚園教諭免許状取得支援事業に係る寄付金その他の収入額（当該保育士資格を有する者が複数であるときは、その額を当該者の数で按分した額）を控除した額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は100,000円のいずれか低い額の合計額以内の額
幼稚園教諭免許状取得支援事業への補助	中核市に所在する認定こども園等の設置者が負担する事務連絡に定める対象経費につき当該中核市がその経費の2分の1以上を補助する場合における当該補助に要する経費	事務連絡に定める受講料等補助事業の対象であることの通知に係る認定こども園等に勤務する保育士資格を有する者ごとに、当該認定こども園等の設置者が負担する事務連絡に定める対象経費の実支出額から当該認定こども園等における幼稚園教諭免許状取得支援に係る寄付金その他の収入額（当該認定こども園等に係る当該保育士資格を有する者が複数であるときは、その額を当該者の数で按分した額）を控除した額に4分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は50,000円のいずれか低い額の合計額以内の額
代替幼稚園教諭雇上事業（認定こども園等（国又は地方公共団体が設置するものを除く。）に勤務する幼稚園教諭免許状を有する者による保育士資格の取得に当たっての幼稚園教諭免許状を有する者の代替雇上げであって、事務連絡に定める代替幼稚園教諭雇上費補助事業の対象であることの通知があったものをいう。以下同じ。）	認定こども園等（中核市に所在するものを除く。）の設置者が雇上げた事務連絡に定める代替幼稚園教諭に係る雇上費	事務連絡に定める代替幼稚園教諭雇上費補助事業の対象であることの通知に係る認定こども園等の設置者が雇上げた事務連絡に定める代替幼稚園教諭ごとに、補助対象経費の実支出額から当該認定こども園等における代替幼稚園教諭雇上事業に係る寄付金その他の収入額（当該代替幼稚園教諭が複数であるときは、その額を当該代替幼稚園教諭の数で按分した額）を控除した額又は7,440円に雇上げの日数を乗じて得た額のいずれか低い額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の合計額以内の額
代替幼稚園教諭雇上事業への補助	中核市に所在する認定こども園等の設置者が雇上げた事務連絡に定める代替幼稚園教諭に係る雇上費につき当該中核市がその経費の2分の1以上を補助する場合における当該補助に要する経費	事務連絡に定める代替幼稚園教諭雇上費補助事業の対象であることの通知に係る認定こども園等の設置者が雇上げた事務連絡に定める代替幼稚園教諭ごとに、当該代替幼稚園教諭に係る雇上費の実支出額から当該認定こども園等における代替幼稚園教諭雇上事業に係る寄付金その他の収入額（当該認定こども園等に係る当該代替幼稚園教諭が複数であるときは、その額を当該代替幼稚園教諭の数で按分した額）を控除した額又は7,440円に雇上げの日数を乗じて得た額のいずれか低い額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の合計額以内の額